

延滞者への利用制限に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、防府市図書館設置及び管理条例施行規則（平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第七号。以下「規則」という。）第十七条に定めるもののほか、防府市立防府図書館（以下「図書館」という。）の利用制限について、必要な事項を定めるものとする。

（利用の停止等）

第 2 条 利用の停止等とは、規則 第十六条の貸出期間内に図書館資料（以下「資料」という。）を返却せず、かつ督促の連絡を受けながら返却をしなかった利用者（以下「延滞者」とする。）に対し、図書館の利用について一定の利用制限を加えることをいう。

（制限の範囲）

第 3 条 館長は、延滞者に対して、別表の規定により図書館における利用サービスを制限することができる。

2 館長はその他問題があるとみなした延滞者に対して図書館における利用サービスを制限することができる。

（制限の解除）

第 4 条 前条の制限解除については、督促対象資料全ての返却が完了しなければ解除及び貸出を認めない。前条の利用制限について、督促対象資料を全て返却した当日に解除する。

（特例）

第 5 条 3条の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情等があったと館長が認めた場合は、その制限を免除することができる。

附 則

この内規は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別 表（ 第 3 条 関 係 ）

延滞期間	当該延滞資料を返却するまでの制限
1 日以上 365 日未満	原則として制限なし※
365 日以上	新規貸出停止・リクエスト不可
5年以上	新規貸出停止・リクエスト不可・電子図書館利用不可

※ただし、館長が問題があるとみなした場合

（電話・ハガキ等で連絡がつかず7日以上延滞した場合、
 予約付き資料延滞で督促連絡後14日以上延滞した場合、
 弁償資料を30日以上延滞した場合等）は延滞期間 365 日以上と同様の制限をかける。